

「米国における違反抑止制度」(補足)

東京大学大学院新領域創成科学研究科
岩橋健定

1. Criminal Penalty, Civil Penalty と主観的要件

- ・ Criminal Penalty には、通常、主観的要件(Mental state requirement)が要求され、明文でも定められていることが多い。これに対して、Civil Penalty には主観的要件が要求されないことがある。
 - ◇ 主観的要件には、“willfully,” “knowingly,” “recklessly” “negligently”といった文言が用いられる。
 - Clean Water Act: 33 U.S.C. §1319(c) – 33 U.S.C. §1319(d),(g)
 - ◇ Criminal Penalty には Negligent violations, Knowing violations, Knowing endangerment, False statements の類型があり、いずれも主観的要件が定められているのに対し、Civil Penalty には Civil penalty にも Administrative penalty にも主観的要件の定めはない。
 - False Claims Act: 18 U.S.C. §287 – 31 U.S.C. §3729-3733
 - ◇ Criminal, Civil のいずれにも”knowing”の要件が定められている。この要素は、Criminal Penalty では「合理的疑いの余地のない」(beyond reasonable doubt) 証明が要求されるのに対し、Civil Penalty では「証拠の優越」(preponderance of evidence)で足りるとされている。
- ・ Criminal Penalty の主観的要件がどの範囲の認識を要求しているかについては、解釈論上の問題となることが多い。
 - “Public Welfare Offence”か否かによって区別を行う解釈論などがある。
 - 但し、法律自体は主観的要件が緩やかであると解釈されたとしても、実際に起訴する事案の選択の際には主観的認識があるものが選ばれることが多いとされる。
- ・ Civil Penalty では、主観的要件の定めがあるものとなないものがある。
 - 主観的要件の定めがあったとしても、通常主観的認識が存在しておりその証明も簡単な行為類型や、主観的要件の定めがなくとも行為類型からいって主観的認識が存在しないことが通常あり得ないものもある。
 - Civil penalty においては、通常、主観的認識は額の決定の際に考慮される。
 - ◇ 但し、主観的認識が全くない違反によっても、社会的損害が生じることがあるし、経済的利益が生じることもあるため、額がゼロになるとは限らない。

2. 法人処罰

- 米国の連邦刑法における法人の刑事責任は、一般に、その被用者がその雇用の範囲内で行った行為について法人が責任を負う代位責任(Vicarious liability)であるとされる。
 - 但し、1962年の模範刑法典(Model Penal Code)においては、コモンロー上の犯罪については同一視原理が採用された。州においては、連邦と同様の法理をとるもの、模範刑法典の立場を採用するもの、行為と権限の関連性に着目するものなど、多様な態度が取られている。
- なお、法人には連邦憲法第五修正の自己負罪拒否特権の適用はないとされている。
 - すなわち、被用者等の自然人が証言等を拒否するためには、自らの特権を用いねばならない。よって、その証言等によってその被用者等自身が訴追される可能性があることが必要である。

3. 反トラスト法における機関相互の関係

- 一般論として、一つの法律について二つ以上の政府機関が管轄を持つことは少なくない。特に、刑事罰については DOJ のみが訴追権を有することから、刑事罰を持つ規制法には規制官庁と DOJ とが管轄を持つことがしばしば見られる。
- 反トラスト法においては、DOJ はシャーマン法とクレイトン法の執行について管轄を持ち、FTC はクレイトン法と FTC 法を管轄する。よって、クレイトン法は DOJ と FTC の共管となる。また、FTC 法 5 条はシャーマン法がカバーする領域全てを含んでいるため、その部分でも管轄が重複するといえる。但し、形式的には管轄が重複していても、事実上どちらかの専管となっている部分もある。
- 管轄が重複する部分に関しては、捜査を開始したり訴訟を提起したりする前に互いに通知する手続(clearance procedure)を有している。両機関が同じ取調べをしていた場合には、専門能力・職員の余力その他を考慮した上で、どちらが取り扱うかを決定する。FTC は刑事訴追権限を持たないため、犯罪となりうる活動が行われている場合には通常は DOJ の管轄となる。
- いずれの機関も様々な分野でガイドラインを発表するが、共管部分については、1992年の水平合併ガイドラインのように、両機関の合同ガイドライン(Joint guidelines)が出されることもある。

4. 反トラスト法における連邦と州の関係

- 州は、州の反トラスト法の執行を行うほか、連邦の反トラスト法の下での活動も行う。
 - 連邦法の下での活動として、父権訴訟(Parens patriae suits)、一私人と同等の地

位での活動などが見られる。

- 各州の法務総裁(Attorney General)が反トラスト法の執行を担当する。
 - ◇ 反トラスト部門の人員は、12名を超えるところから他の職務も有する1名のところまでであると紹介されている。
 - ◇ 全国法務総裁協会(National Association of Attorneys General, NAAG)の下に組織された Multistate Antitrust Task Force により、州間協力が活発化することとなり、州による反トラスト法執行が活発化した。
- ・ 州は、連邦と比較して、以下のような優位点を持つとされる。また、一部の例外を除いて、州はこれらの優位点を活かす分野で活動しているとされる。
 - 地域の市場をより熟知していること
 - 州や地域の機関を熟知しており、それを代表することができること。
 - 被害者個人に対して補償を与える能力(権限と経験)があること

5. 反トラスト法における Criminal Penalty の算定方法

- ・ カルテル等を行った法人に対する Criminal Penalty の法律上の上限額は、以下のもののうちの最大のものである。
 - シャーマン法1条に定める金額：\$100,000,000 (15 U.S.C. § 1)
 - 当該犯罪から生じた金銭的利益の総計の二倍(18 U.S.C. §3571(d))
 - 当該犯罪によって引き起こされた金銭的損害の二倍(18 U.S.C. §3571(d))
 - ◇ ここでいう金銭的利益・損害は、当該被告人に関係するものに限られず、カルテル全体から生じる利益・損害である。
 - ◇ これらの利益・損害の算定が困難となりうることは、法律の条文自体が示唆している。
- ・ 実際の罰金額の算定は、連邦量刑ガイドライン(United States Sentencing Guidelines)の適用によってなされる。
 - ◇ 量刑ガイドラインによる量刑範囲の決定は、基礎罰金額(Base Fine)に悪質性スコアから算定される乗率(Multiplier)を掛けて行われる。
 - 基礎罰金額(Base Fine)
 - ◇ 通常は、影響を受けた取引額(Volume of affected commerce)の20%が用いられる。
 - 18 U.S.C. §3571(d)と異なり、当該被告法人のみを基準としている。
 - 20%とされているのは、カルテル行為から生じる平均的利益が10%と見積もられ、そこから生じる損失は、それを超えると考えられるからである。実際のカルテルによる利得が10%を大きく離れる場合には、量刑範囲内で実際の量刑を行う際に考慮する。

- 悪質性スコアと乗率(Culpability Score and Multiplier)
 - ◇ 開始点(カルテルについては+5)から、いくつかの要因によって加減算して導かれる悪質性スコアによって、量刑範囲を画する乗率が決定される。
 - ◇ 加減算要因としては、企業規模と上級従業員の参加、違反歴、命令違反、捜査妨害、コンプライアンスプログラム、自己申告・捜査協力などがある。
 - ◇ 乗率は量刑範囲の上限と下限に対応するものが定められている。例えば、悪質性スコアが+10以上なら4.00—2.00、+5なら2.00-1.00となる。但し、カルテル行為については、乗率は0.75を下回らない。(§2R1.1(d)(2))
- 量刑ガイドラインの適用例については、別紙参照。
- 量刑ガイドラインは、最近の最高裁判決によって、あくまでも参考資料に過ぎないとされた(United States v. Booker, 125 S.Ct 738(2005))。但し、DOJは、今後も量刑ガイドラインに従って量刑を求めたり被告人と交渉したりする方針である。

6. 競争政策の評価

- ・ 競争政策の評価のあり方は、競争政策ないし反トラスト法の目的をどのようなものと捉えるかという問題と密接に関連することとなる。
- ・ 米国においては、反トラスト法の目的の理解やあるべき運用をめぐって、各種の経済理論が導入されてきた。競争政策に主要な影響を与える経済理論は時期によって変遷してきている。

<別紙>カルテルに対する量刑の例¹

1. 概要

Y社は、2001年に、ある製品に関わるカルテルにつき、\$134,000,000の罰金の支払いについて米国(DOJ)と合意した。Y社は有罪判決についても量刑についても控訴権を放棄する。DOJは保護観察・損害填補命令を求めない²。

2. 連邦量刑ガイドライン(United States Sentencing Guidelines)の適用

A. 基礎罰金額 (Base Fine – U.S.S.G. § 2R1.1)

- ・ 本件カルテルは、1992年3月以前に始まり、1997年6月以降まで継続した。A社の販売は、1992年7月1日からカルテルの影響を受けた。Y社は、本件製品を自らは製造していなかったが、1991年2月から1995年1月までの間、カルテルに参加していたA社の50%を保有していた。また、Y社は、カルテル参加のB社の代理人として、\$7,300,000の売り上げ(Sales)があった。
 - 1992年7月から1995年1月までのA社のカルテルの影響を受けた当該製品の売り上げの50% : \$168,150,000
 - Y社によるB社製品の売り上げ : \$7,300,000
 - 上記の合計\$175,450,000が“Volume of Commerce”となる
 - その20%、\$35,090,000がBase Fine(§8C2.4(a)(3), §2R1.1(d)(1))

B. 悪質性スコアと乗率(Culpability Score and Multiplier)

- ・ Base offence level
 - + 5 (§8C2.5(a))
- ・ Y社の担当部署に200名以上の従業員がおり、その部署の上級従業員(high-level employee with in the unit)が参加していた。
 - + 3 (§8C2.5(b)(3))
- ・ Y社は、別の製品についてのカルテルで1994年8月に有罪判決を受けている。
 - + 2 (§8C2.5(c)(2))
- ・ この他の加減算要因(Violation of order, Obstruction of justice, effective program to prevent and detect violations of the law, or acceptance of responsibility)には該当しない。

¹ <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f8200/8205.htm>,
<http://www.usdoj.gov/atr/cases/f8200/8204.htm>.

² なお、被害者からの損害賠償請求訴訟が別途開始されていた。

- よって、悪質性スコアは+ 1.0
- これに対応する乗数は、2.0 (下限) - 4.0 (上限) (§8C2.6)³

C. ガイドラインによる量刑範囲(Sentencing Guidelines Range)

- ・ 基礎罰金額(\$35,090,000)に乗数(2.0-4.0)を掛ける
 - 量刑範囲は、\$70,180,000 -- \$140,360,000
 - 合意額は\$134,000,000。これは、上限に近い。

3. その他

- ・ シャーマン法違反の法人に対する個別法上の上限罰金額(Statutory maximum fine)は \$10,000,000 である⁴。
- ・ 但し、その犯罪から得られた金銭的利益の二倍(Twice the gross pecuniary gain derived from the crime)、もしくは生じた金銭的損失の二倍(Twice the gross pecuniary loss caused to the victims of the crime)を上限として罰金を科することができる(18 U.S.C. §3571(d))⁵。
- ・ しかし、現在提出されている証拠からでは、金銭的利益や金銭的損失の詳細な金額は判断できない。米国は、長期間にわたる量刑のための事実認定のためのヒアリング(evidentiary sentencing hearing)を避けるとともに、\$134,000,000 が適切であると考ええる。Y社及び米国は、本件カルテルから生じた被害者への損害・Y社及び他者の利益は、\$134,000,000 を正当化するのに十分であることに合意している。
- ・ Y社は、本件カルテルにおいて一定の役割を果たすとともに、直接の金銭的利益をその犯罪から得ている。米国の見解では、Y社は最も悪質な行為者ではないが、一方で、有罪答弁をせず、捜査協力(accept responsibility and cooperate)も行わなかった。よって、ガイドラインの量刑範囲の上限に近いところを選択することは適切である。また、この額は、Y社の得た利益を吐き出させる上でも十分である。

³ なお、例えば、悪質性スコアが+ 5であれば、乗数は1.00—2.00、+ 7であれば1.40—2.80となる。

⁴ 2001年当時。現在では\$100,000,000となっている。Pub. L. No. 108-237, Title 2, §215(a), 118 Stat. 661.

⁵ なお、ここでいう金銭的利益及び金銭的損失は、当該被告人に直接関係するものだけでなく、犯罪行為全体から生じたものである。